

# 人間文化研究機構国文学研究資料館賛助会（友の会）規程

## （趣旨）

第1条 人間文化研究機構国文学研究資料館（以下「当館」という。）が行う日本文学研究の推進、若手研究者への奨励、国際交流及び日本文学の普及・啓蒙活動等の諸活動に幅広く支援を得るために賛助会を設け、賛助会に関する必要事項は、この規程の定めるところによる。

## （会員の種類）

第2条 会員は、賛助会の趣旨に賛同する個人及び団体で次の三種類とする。

- （1）名誉会員
- （2）特別会員
- （3）賛助会員

2 名誉会員は、当館の研究・事業活動に多大な貢献をし、館長が名誉会員の資格があると認めた者とする。

## （会員の申込み）

第3条 特別会員、賛助会員は、当館にそれぞれの区分により寄附金を納付した者とする。

- 2 寄附金を納付しようとする者は、所定の申込書により申し込むものとする。
- 3 寄附金の申込みがあった場合は、申込みの可否を審査し、決定するものとする。

## （寄附金）

第4条 寄附金一口の金額は、次のとおりとする。

- |         |     |             |
|---------|-----|-------------|
| （1）特別会員 | 一口  | 100,000 円   |
| （2）賛助会員 | ①個人 | 一口 3,000 円  |
|         | ②団体 | 一口 10,000 円 |

## （寄附金の納付）

第5条 寄附金は、当館が指定した口座に払い込むものとする。

- 2 寄附金の払込の確認日を、賛助会の入会日とする。
- 3 一旦納付した寄附金は、事由の如何を問わず返還しない。

## （会員期間）

第6条 会員が資格を有する期間（会員期間）は、入会日の属する年度の年度末までとする。ただし、初回入会の場合に限り、入会日の属する年度の翌年度末までとする。

2 継続入会希望者の会員期間は、所定の期間内に寄附金を払い込むことにより、継続入会日の属する年度の翌年度末までとすることができる。

## （会員の除名）

第7条 会員が、当館の品位を著しく損なうなど、社会の疑惑を招く行為を行ったときは、会員を除名することができる。

## （寄附金の使途）

第8条 会員から納付された寄附金の使途は、次のとおりとする。

- （1）研究支援
- （2）若手研究者育成支援
- （3）国際交流活動支援
- （4）図書資料整備支援
- （5）社会連携活動支援

## （会員証）

第9条 会員には会員証を発行する。

## （申込事項の変更等）

第10条 会員は、住所、氏名等の入会時の申込事項に変更があった場合には、当館事務局にその内容を届け出るものとする。

## （退会）

第11条 会員が脱退を希望する場合は、当館事務局に届け出るものとする。

2 脱退した会員の寄附金は、返還しない。

## （その他）

第12条 この規程に定めるもののほか、賛助会の運営に関し必要な事項は別に定める。

2 この規程に基づき納付された寄附金は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構長に対して、寄附の条件なしで申し出があった寄附金として取り扱うものとする。

## 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。